

6 栄養教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第2の2)

免許状の種類		基礎資格 (備考1)			
栄養教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。			
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。			
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合(栄養士養成施設(2年制以上の専門学校等)の卒業等)を含む。)、かつ、栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること又は同条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。			
		科目名 (備考2)	専修	一種	二種
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項		4 全ての事項にわたること。	4 同左	2 同左
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項				
	食生活に関する歴史的及び文化的事項				
	食に関する指導の方法に関する事項				
教育の基礎的理解に関する科目 (備考5、6)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		8 全ての事項にわたること。	8 同左	5 同左
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (備考5、6)	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容		6 全ての事項にわたること。	6 同左	3 同左
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)				
	生徒指導の理論及び方法				
教育実践に関する科目	栄養教育実習(備考4)		2	2	2
	教職実践演習		2	2	2
		大学が独自に設定する科目(備考7)	24	—	—
		合計	46	22	14

- 備考
- 1 基礎資格として、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位並びに「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位を、大学又は指定教員養成機関において修得していることを要します。（免許法施行規則 第66条の6）
  - 2 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
    - (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したものである。
    - (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための栄養に係る教育及び教職に関する科目として適当」と認めたもの。（上記(1)及び(2)の「認定課程」には、栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）  
 なお、一種免許状に係る各科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科（学位規則第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。）の課程においても修得することができます。ただし、この場合において、その単位数から二種免許状に係る各科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考8号）
  - 3 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しません。（免許法施行規則 第9条表備考2号）
  - 4 「栄養教育実習」の単位数には、栄養教育実習に係る事前及び事後の指導（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含む。）の1単位を含みます。（免許法施行規則 第2条表備考8号）
  - 5 「教育の基礎的理解に関する科目」については6単位（二種免許状の場合は4単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第9条表備考4号）
  - 6 「教育の基礎的理解に関する科目」については6単位（二種免許状の場合は4単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については8単位（二種免許状の場合は4単位）まで、養護教諭の免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第9条備考5号）
  - 7 専修免許状に係る「栄養に係る教育又は教職に関する科目」の単位数は、当該単位数から一種免許状に係る当該単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。  
 また、専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」の単位については、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」のうち1以上の科目について、単位を修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考7号、免許法施行規則 第10条表備考2号）
  - 8 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状若しくは二種免許状を有する場合又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている場合は、一種免許状又は二種免許状の欄の単位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。  
 また、専修免許状若しくは一種免許状を取得しようとする者は、一種免許状若しくは二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状若しくは二種免許状に係る各科目の単位数を上限として、専修免許状又は一種免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～3項）